

黒川小学校いじめ防止基本方針

白川町立黒川小学校

はじめに

ここに定める「黒川小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものであり、人権尊重の理念に基づき、本校の全ての児童が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※〈物理的な影響を与える行為〉とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ問題への学校の基本的姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」教育活動全体を通じて、この認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ① いじめは、「どの学校でも、どの子でも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにして、早期発見に努める。
- ② 全教職員がいじめ問題の重大性を認識し、いじめが生じた際には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で一致協力して組織的に対応する体制で臨む。
- ③ 自他の命の大切さやかけがえのなさ、人を傷つけることは絶対に許されないことなど、人間としての倫理観や規範意識について、学校教育全体を通じて、全教職員で徹底して指導に当たり、「いじめは人間として絶対許されない」との意識を、子ども一人一人に徹底する。
- ④ 教職員の言動が子どもに大きな影響力を持つことを認識し、教職員自身が子どもの心を傷つけるような言動をしていないか常に振り返る姿勢を持つ。
- ⑤ いじめ問題は根深く、簡単に解決できない場合が多いが、あきらめず、粘り強い指導・援助を行っていくことで必ず解決するものであるという信念を持つ。

3 いじめの未然防止のための取組(『学校いじめ防止プログラム』)

学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるために以下のような指導に当たる。また、小規模校の良さを生かし、生活面・学習面で一人一人に対する指導をきめ細かく行うことで、誰もが大切にされていることを実感し、充実した学校生活を送ることができるようにする。

(1) 自己有用感・自己肯定感を高める場の設定

- ① 児童が主役となって過ごす、児童会活動や学級活動。
- ② 主体的に学び、仲間とともに深い学びを作り出すことができる学習指導。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図る場の設定

- ① 生命や人権を大切に育てる心育てる人権集会（ひびきあいの日）
- ② いろいろな人と触れ合い、考え方を学ぶ総合的な学習の時間（ふるさと学習）
- ③ 教育活動全体を通じて、道徳的実践力を育てる道徳教育
 - ・ 道徳の時間で、日常生活をつなげて考えられるよう、児童の言動を道徳的価値から評価し、広める。

4 いじめの早期発見・早期対応のために

- ① 教師と子ども、子供同士の人間関係を深める。
- ② 教師間の連携を密にし、顔色などの表情の変化や急に無口になるなどの態度の変化をはじめ、子どもが発する小さなサインを見逃さない。
- ③ 保護者からいじめについての相談があったり、学級の中でいじめの発生を感じたりした場合は、早急に校長や教頭に報告し、全校体制で指導に当たる。
- ④ 子どもや保護者からいじめの訴えがあった時は、問題を軽視することなく、真剣に耳を傾け、信頼関係を結び、速やかに対応する。
- ⑤ 何でも気軽に相談できる体制をつくり、日頃から家庭や地域、関係機関との密接な連携に心がける。
- ⑥ 「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応・未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。（毎週の児童交流、毎月の職員会、夏休み中の研修）
- ⑦ 生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、児童・保護者や関係機関との連携を図る。

★ 具体的な取り組み

- ア、青空（業間休みの遊び）や昼休みで担任が子どもと一緒に遊ぶことで、子どもとの信頼関係を深めるとともに、児童間の関係性やその変化をつかむ。
- イ、毎学期に1回（6月、10月、1月）「心のアンケート」「学校生活評価」を実施し、子どもの心の状態や悩みを把握する。アンケート後、教育相談週間を設け、担任との懇談を行い正確な悩みの把握や心のふれあいを深める。
- ウ、児童会代表委員会を中心に「どの子どもも仲良く生活できるための活動」を推進する。言葉遣いの活動、学年を超えた集団遊びを推進する。
- エ、いたずら、落書き等、いじめにつながる行為があった場合は、事実を明らかにした上で、全校集会、学級活動や道徳の時間等で「嫌な思いをする人」の立場で厳しく指導する。
- オ、毎週1回の「連絡会」に生徒指導交流を位置づけ、気になる子どもの情報を共有するとともに、指導の方針を確かめ合う。
- カ、家庭訪問、個別懇談、学級懇談会を生かして保護者の不安や悩みを聴く。子育てに不安を抱える保護者に対しては、管理職による懇談、スクールカウンセラーのカウンセリングを行う。

5 いじめを発見した時の組織的な対応

いじめの行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、教育相談委員会が中心となり、以下のように対応する。

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② いじめの報告を受けた場合、校長は、教育相談委員会を招集し、役割分担を行って関係児の聞き取りを行って事実を明らかにするとともに、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが認識された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、家庭との連携しながら問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使

用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認められるときは学校教育法第十一条の規定に基づき、当該児童に対して懲戒を加える
- ⑦ いじめ問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧ 被害児童はもちろん、加害児童も、安心して、気持ちよく登校できるまで、十分なフォローや見届けを行う。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、白川町教育委員会と連携を図り、白川交番・加茂警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害生じる恐れのある場合は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、教育相談委員会を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<構成員>

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任等）
- ・学校運営協議員（民生児童委員代表等）
- ・関係諸機関（白川町教育委員会、スクールカウンセラー、SSW, 発達支援センターのぞみ、中濃子ども相談センター、各病院等）

必要であれば、以下の派遣を要する。

いじめ・不登校アドバイザー（専門的知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者）
暴力行為等防止支援員（生徒や保護者への対応や教職員に対する等を行う者）

7 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考	常時取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（「黒川小学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の共通理解） ・入学式、始業式にて児童に「方針」の説明 ・PTA総会にて「方針」の説明 ・HPによる「方針」等の発信 ・心のアンケート① 	「方針」の確認	・授業等で気になった生徒について普段から職員室で話題にする。
5	・教育相談①の実施（事前アンケートで把握）		・毎週木曜の職員打合せ時に、情報交流
6	・心のアンケート②→教育相談		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会①（「方針」の説明、1学期の様子説明） ・「教職員取組評価」①の実施 ・児童の学校生活評価①の実施 	第1回 県いじめ調査	・毎月の職員会議にて情報交流
8	・職員会議にて1学期のいじめ防止の取組評価と2学期への方向性	夏季休業中の指導	
9	・特に、運動会の取組におけるいじめ発生の未然防止、早期発見、早期対応に努める。		・教育相談日誌や支援員日誌で

10	・特に、後期組織の編成におけるいじめ発生の未然防止、早期発見、早期対応に努める。 ・心のアンケート③		情報をつかみ、いじめと思われる事案についてはすぐに対応する。
11	・教育相談②の実施（事前の心のアンケートで把握）		
12	・学校運営協議会②（2学期の生徒の様子説明） ・「教職員取組評価」②の実施 ・児童の学校生活評価②の実施 ・人権集会（いじめ未然防止に向けた児童集会）	第2回 県いじめ調査 冬期休業中の 指導	
1	・保護者による学校評価（いじめ問題に対する評価含む）		
2	・学校運営協議会③（1年間の生徒の様子説明、保護者による学校評価・教職員による学校評価・生徒の学校生活評価の説明） ・教育相談③の実施（事前アンケートで把握）		
3	・「黒川小だより」による保護者評価の説明と次年度の改善点の説明（いじめ問題への対応等への評価含む）	第3回県いじめ調査（兼国調査）	

※児童が書いた「心のアンケート」や職員による「いじめ事案に関する記録」は、児童が中学校卒業まで保管する。

8 いじめ事案への対処

（1）大まかな対応順序

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② いじめ防止・対策委員会等への報告と対応方針の決定
- ④ 職員打合せでの情報共有と対応についての共通理解
- ⑤ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力もえながら、背景も十分聞きとる）
- ⑤ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じてスクールカウンセラーに力を借りる）
- ⑥ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑦ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒呼び保護者がいじめを受けた児童・家庭に対して謝罪するよう指導）
- ⑧ 関係機関との連携（町教委への連絡、学校評議員会での報告）
- ⑨ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（2）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめの訴えがあったり、兆候を把握したりしたら、いじめ防止・対策委員会への報告・連絡・相談を密にし、速やかに職員間で情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。また、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応するとともに、いじめを受けた児童を徹底して守り通す。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導する。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【いじめ解消の定義】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

9 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間(30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。また、生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

<主な対応>

- ・ 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の4点を評価する。それぞれA～Dで評価し、平均B以上を達成基準とする。
 - ① 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にす意識や日常的態度に心がけることができた。
 - ② いじめの早期発見に心がけ、生徒の気になる言動があれば、全職員との情報の共有を図ることができた。

- ③ 日常的な声かけ、記名式での定期的なアンケート、日記など多様な方法で生徒の変化の把握に努め、対応に生かすことができた。
- ④ 気になる場合やいじめの事実が確認されたとき、保護者への報告を行い、家庭との連携を図ることができた。

9 資料の保管

○個人調査（アンケート等）について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童が中学校を卒業するまでとする。アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書や指導記録も、中学校卒業までとする。

平成26年度 作成
平成29年度 見直し
平成30年5月30日見直し修正
令和元年7月26日見直し修正